

全国一斉特設相談

●問合先

市役所市民協働推進課
人権推進室 内線136

◎市の人権擁護委員

全国人権擁護委員連合会では、6月1日の「人権擁護委員の日」を中心に、全国一斉特設人権相談を実施し、全国的に人権擁護委員の周知を図ります。

人権擁護委員が人権問題等の相談をお受けしますので、ぜひこの機会にご相談ください。

※相談無料・秘密厳守

▼開催日

6月1日(金)

▼開催時間

午後1時～4時

▼受付場所

市役所大会議室前

※受付後、市役所内相談場所へ案内

▼内容

- ・人権を侵害されている問題
- ・金銭貸借・借地・借家・境界・農地・登記問題
- ・相続・親族・扶養・結婚・戸籍問題
- ・児童・生徒のいじめ問題

▼主催

県人権擁護委員連合会

人権擁護委員は、市民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときは、その相談を受け、被害救済のための適切な処理を行います。また、街頭啓発や講演会などを通じ、人権の大切さについて理解を深めるための活動に努めています。市には、市長から推薦されて法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がいます。

- ・中島春野氏(本町732-7) ☎48・0581
- ・鈴木康男氏(立沢55) ☎48・3503
- ・古澤敏氏(松前台1-25-1) ☎46・9139
- ・池田昇氏(本町4533-4) ☎48・7229

※次の2人は人権擁護委員として4月1日から就任

- ・雪草洋幸氏(板戸井19-10) ☎48・0195
- ・倉持みち代氏(高野17-30) ☎48・0188

空き家等を地域のコミュニティ・サロンに

空き家等活用コミュニティ推進事業

市では、「空き家等活用コミュニティ推進事業」を実施します。

この事業は、自治会・町内会や団体等が地域のコミュニティ・サロンとして近所の空き家等(共同住宅を除く)を活用する場合、この空き家等を市が借り上げるものです。

地域の活性化を図るため、ぜひ、ご利用ください。

▼対象団体

- ①自治会・町内会の区域を主たる活動地域とする団体等
- ②会員が5人以上いること
- ③団体の活動が営利を目的としていないこと
- ④宗教活動、政治活動または選挙活動を行うことを目的としないこと
- ⑤法人格を有しないこと(NPO法人・認可地縁団体を除く)
- ⑥事業を運営するための経費を負担できること

※「空き家等」とは、市内にある全部または一部が利用されていない住宅、店舗、その他の建物(共同住宅を除く)

▼サロンの必要要件

- ①対象地域の自治公民館の整備状況等からみて必要性が認められること
- ②原則として対象地域に居住する方が利用すること
- ③高齢者、子ども等特定の方を対象としたものでないこと
- ④公益を害する恐れがなく、公序良俗に反しないものであること

▼申請の制限

- ①1団体につき1か所に限る
- ②認定の期間は最長2年とする(更新可能)

▼申請方法

申請書(問合先または市ホームページから取得)に必要書類を添付し、申請先窓口へ提出

▼募集団体

2団体

▼受付期間

6月8日(金)まで

※応募が2団体に満たない場合は、6月11日(月)以降先着順で2団体まで受付

▼申請・問合先

市役所市民協働推進課
協働推進G
内線132